

広島県土地造成事業管理規程第六号

広島県土地造成事業公印規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業公印規程

(この規程の趣旨)

第一条 広島県土地造成事業において使用する公印の管理事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(公印の種類等)

第二条 公印の種類、印刻文字及び寸法並びに当該公印を管守する機関は、別表のとおりとする。

(公印の登録)

第三条 広島県土地造成事業組織規程(令和四年広島県土地造成事業管理規程第一号。以下「組織規程」という。)第四条に規定する商工労働総務課の長は、公印台帳を備え、公印の登録をしなければならない。

(その他の管理事務)

第四条 前二条に定めるもののほか、公印の管理事務については、広島県公印規程(昭和三十八年広島県訓令第二十二号)(文書管理システムによる公印の押印の承認に係る部分を除く。)の例による。

別表(第2条関係)

種類	印刻文字	寸法(ミリメートル)	管守機関
企業出納員印	広島県庁土地造成事業企業出納員	方18	組織規程第四条に規定する商工労働総務課

附 則

この規程は、公布の日から施行する。